

売 買 契 約 書

売払人 佐久広域連合（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、本契約書に定めるもののほか、佐久広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン等の諸規定を遵守し物品の売買契約を締結する。

（売買物品）

第1条 甲は、その所有する次の物品を乙に売り払い、乙はこれを買受ける。

- （1）物 品 名
- （2）品質・規格・寸法
- （3）数 量

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円 とする。

（売買代金の納付）

第3条 乙は、前項の売買代金を、令和5年5月29日（火）までに、甲が発行する納付書により全額納付するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙が納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、本契約を締結し、乙が売買代金の全部を納付したときに移転し、その費用は乙の負担とする。

（物品の引渡し）

第6条 乙は、前条の規定による手続きが完了したときは、速やかに物品を引渡しするものとし、令和5年6月30日（金）までに物品を搬出しなければならない。

（危険負担）

第7条 本契約の締結後、物品が甲の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、本契約の締結後、物品に隠れた契約不適合等があることを発見しても売買代金の減額又は損害賠償の請求若しくは本契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができる。この場合、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項の規定により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求
することができない。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた場合は、そ
の損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(補則)

第11条 本契約に定めのない事項、又は本契約に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が
協議をして決定する。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ甲乙各1通
を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県佐久市取出町183番地
佐久広域連合
広域連合長 柳 田 清 二 ⑩

乙 ⑩